

建築法規用教材 2019年版(2019年2月刊行)
正誤表

修正箇所 (頁番号・右段または左段・行の位置)	誤	正
75・右・9行目	居室に床面積に対して	居室の床面積に対して
119・左・6行目	土地所有者等、区域、建築物の基準	土地所有者等が、区域、建築物の基準
142・左・下から4行目	④国、都道府県等、市町村、……開発行為	*削除する
144・右・10行目	⑦国又は都道府県等が行う……	⑧国又は都道府県等が行う……
144・右・15行目	⑧既存の建築物の敷地内……	⑦既存の建築物の敷地内……
151・表2.2 定めることのできる事項	*表内の複数の箇所	*表全体を別紙の通り差し替える
156・左・下から13行目	(1)書面による契約締結の業務化	(1)書面による契約締結の義務化
165・左・下から1行目	住宅や多数のものが利用する建築物の耐震化率を平成 27年までに少なくとも9割とする目標、及び住宅については平成 32年までに少なくとも95%にする目標が定められている。	住宅や多数のものが利用する建築物の耐震化率を平成 32年までに少なくとも95%とする目標、平成37年までに耐震性が不十分な住宅と耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消する目標が定められている。
167・右・表6.3	「基準適合義務」 ③特別特定建築物について地方公共団体が条例により定めた ①以下の規模の建築等	「基準適合義務」 ③特別特定建築物について地方公共団体が条例により定めた ①未達の規模の建築等

表 2.2 建築制限の概要（規制と緩和）

名称	特徴についてのキーワード	定めることのできる事項																				
		公共施設等		制限を強化する事項											制限を緩和する事項							
		地区施設	その他の施設(1)	用途の制限	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	建築面積の最低限度	壁面の位置の制限	高さの最高限度	高さの最低限度	形態・意匠	かき又はさくの構造	緑化率(2)	土地の利用の制限	その他(3)	用途の制限	容積率の最高限度	高さの最高限度	その他	
地区計画	一般型	・オールラウンド																				
	市街化調整区域地区計画	・市街化調整区域の整備・保全																				
	誘導容積制度			●																		
	容積の適正配分			○	●		●		●													
	高度利用・都市機能更新				○	●	●		●	●												
	用途別容積型				○	●		●		●												
	街並み誘導				○			●		●	●									○(4)	(5)	
	立体道路																			○(6)	(7)	
	再開発等促進区																					(8)
	開発整備促進区																					(9)
沿道地区計画	・遮音型の街並み形成																					
沿道再開発等促進区	・一体的かつ総合的な遮音型の市街地の再開発又は開発整備																					
集落地区計画	・調整区域等の生活環境整備と農業条件の向上																					
防災街区整備地区計画		○																			(11)	
歴史的風致維持向上地区計画	・歴史的風致にふさわしい建築物等の整備																					

網掛け項目：当該地区計画等で定められる事項
 白地項目：当該地区計画等で定められない事項
 ○：地区整備計画での必須事項
 ●：建築条例化必須事項

(1) 都市計画法 12 条の 5 第 5 項 1 号、幹線道路の沿道の整備に関する法律 9 条 4 項 1 号「道路、公園、緑地、広場その他の公共空地」及び「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 32 条 2 項 1 号「地区防災施設」及び「特定地区防災施設」/(2) 都市緑地法 34 条 2 項、39 条 1 項/(3) 壁面後退区域における工作物の設置の制限や現存樹林地等の保全等について、該当する制度の事項による/(4) 壁面後退区域における工作物の設置/(5) 前面道路幅員による容積率制限、斜線制限/(6) 重複利用区域、建築の上下限界/(7) 道路内の建築制限/(8) 建蔽率、斜線制限 (9) 2 住・準住・工業・用途指定なし地域（市街化調整区域を除く）の特定大規模建築物/(10) 開口率の最低限度、建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限/(11) 建築物の構造の制限・工作物の設置の制限